

平成 28 年度社会福祉法人ひろの会事業計画書

1 運営主体

新たに社会福祉法人を設立し特別養護老人ホーム及び関連する在宅介護サービス事業を運営する。

2 設立予定の社会福祉法人の設立予定年月日、名称及び事業開始予定年月日

設立予定年月日 平成 28 年 4 月 1 日設立予定

名 称 社会福祉法人 ひろの会

予定事業開始年月日 平成 28 年 4 月 1 日事業開始予定

3 基本方針

- ① 法人経営の公平性を確保し、透明性を高めて地域に信頼される法人を目指します。
- ② ひろの会の事業を通して地域社会に貢献していくことを目指します。
- ③ 利用者の意思を尊重し、総合的に福祉サービスを提供することで、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目指します。
- ④ 施設サービスの提供に当たっては、明るく家庭的な雰囲気づくりに努め、利用者の立場に立った「より満足度の高い福祉サービス」の提供を目指します。
- ⑤ 居宅サービスに当たっては、利用者が居宅において、日常生活を営むために、その置かれている環境に応じ利用者及び家族の希望等を勘案し、「より満足度の高い福祉サービス」を目指します。
- ⑥ 利用者のご家族等とのコミュニケーションを図り、信頼関係を築くことを目指します。
- ⑦ 事業の実施に当たっては、保険者及び関係機関、地域の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携を図り、効果的なサービスの提供に努めます。

4 重点方針

- 定期的な理事会・評議員会の開催に努めます。
- 定期的な監査の実施に努めます。
- 法人運営の公平化、透明化を図るため、事業及び決算報告書、事業計画、法人広報等の定期的発行に努めます。
- 職員連絡会議や各部門・部署の定期的会議の開催や各種委員会等の活性化に努めます。

5 資金計画

- ① 法人設立のための資金は、全て寄附により賅う。
- ② 法人運営の為の運転資金は、寄附金（6 千万円）にて賅うこととする。

③ 特別養護老人ホーム運営のための通常経費は、介護保険収入で賄うこととする。

平成 28 年度 指定介護老人福祉施設運営事業計画

1 運営方針

- ① 利用者の心身の状況に応じ、入浴、排泄、食事、介護及び機能訓練を実施、自立した日常生活を営むことができるよう並びに利用者の負担を軽減することを目標に、サービス提供に努めます。
- ② 利用者の情報共有や介護サービスの向上のため定期的にユニット会議の開催に努めます。
- ③ 入所者の決定については、特別養護老人ホームうなばら荘入所指針に基づき決定するものとし、申し込み者に説明するなど公平性、透明性の確保を図ります。

2 事業の内容

- ① 生活相談（相談援助等）
- ② 機能訓練（日常生活動作訓練等）
- ③ 介護サービス（入浴、排泄、食事等）
- ④ 日常生活上の援助（離床、着替え、整容等）
- ⑤ 健康管理
- ⑥ 食事の提供
- ⑦ レクリエーション
- ⑧ 行政手続の代行

3 重点目標

- ① 利用者の介護度の重度化、現行の介護保険制度に則したサービスを提供する為、次のことに取り組みます。
 - ・職員の介護プロフェッショナルの意識を強め、提供するサービスの質の向上に努めます。
 - ・介護職員等により医療的ケアの研修に取り組み、内容に即した業務となるよう努めます。
 - ・施設の整理、整頓、掃除に努め清潔感を保持し、快適な環境づくりに努めます。
 - ・利用者個々の食べる機能を把握し、食事形態の区分の整理を行い、個々の食べる機能に合わせた食事提供に努めます。
 - ・各種記録について、様式、記入方法等検討し、いろいろな場面で活用できるように工夫します。
- ② 利用者及び利用者家族の視点に立ったサービスに重点を置き、基本的な「食事」・「排泄」・「入浴」・「機能訓練」について課題を整理し、業務改善に取り組みます。
- ③ 介護サービス担当者会議を通じて、利用者がより快適な生活が営めるよう、個々の

介護の解決すべき課題、援助目標、サービス内容について施設職員、利用者、ご家族で確認しあい、定期的に介護計画の見直しを図ります。

④ 身体拘束、医療的ケアに関する指針の整備に努めます。

4 緊急時における対応

入所者の病状の急変、その他の急変事態が生じたときは、速やかに家族や協力病院、主治医に連絡する等の措置を講じます。

5 特別養護老人ホームの運営

所在地 岩手県九戸郡洋野町種市第 23 地割 27 番地 2

6 利用定員及び予定職員数

利用定員 81 人（長期 75 人 短期 6 人）

予定職員数 53 名

老人福祉施設（理事長 1 名、施設長 1 名、生活相談員 1 名、介護支援専門員 1 名、栄養士 1 名、看護職員 3 名、介護員 29 名、事務員等 2 名、調理員 5 名）

居宅介護支援（介護支援専門員 2 名）

訪問介護事業（看護職員 1 名、ヘルパー 6 名）

7 設備

(1) 荘舎 (2) 備品等の設備

8 その他関連する事業

障害福祉事業（特定相談支援、児童相談支援、居宅介護）

平成 28 年度 うなばら荘指定短期入所生活介護運営事業計画

1 運営方針

- ① 事業所は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活が営むことができるように並びに利用者の心身の特性を踏まえ、入浴・排泄・食事の介護その他日常生活の援助及び機能訓練を実施し、利用者の心身の機能維持、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることに努めます。
- ② 予防事業は、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練により、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すよう努めます。

2 事業の内容

- ① 生活相談（相談援助等）
- ② 機能訓練（日常生活動作訓練等）
- ③ 介護サービス（入浴、排泄、食事等）
- ④ 日常生活上の援助（離床、着替え、整容等）
- ⑤ 健康管理
- ⑥ 食事の提供
- ⑦ レクリエーション
- ⑧ 行政手続の代行

3 重点目標

- ① 特別養護老人ホームうなばら荘に掲げる重点目標を基本にサービスの充実に努めます。
- ② 提供するサービス内容について再検討し、利用者及びご家族の希望に沿えるよう、改善に取り組みます。
- ③ 入院、空床ベッドを有効に活用し、利用を希望する方に出来る限り配慮できるよう、居宅介護支援事業所等関係機関への情報提供に努めます。
- ④

4 緊急時における対応

入所者の病状の急変、その他の急変事態が生じたときは、速やかに家族や協力病院、主治医に連絡する等の措置を講じます。

5 予定職員数

基本的に職員は、特別養護老人ホームうなばら荘と兼務。

(生活相談員 1 名、介護支援専門員 1 名、栄養士 1 名、看護職員 3 名、介護員 29 名、事務員等 2 名、調理員 5 名)

6 設備

- (1) 荘舎
- (2) 備品等の設備

平成 28 年度 うなばら荘指定訪問介護事業運営事業計画

1 運営方針

- ① 事業所の従業者は、要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うことに努めます。
- ② 障害者総合支援法に基づく、精神・身体障害者等の障害福祉サービスの提供に努めます。
- ③ 事業の実施に当たっては、保険者及び関係機関、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 事業の内容

- ① 身体介護
- ② 入浴介助
- ③ 排泄介助
- ④ 食事介助
- ⑤ 家事援助
- ⑥ 生活相談

3 重点目標

- ① ヘルパー会議を定期的で開催し、ヘルパー全員が利用者の状況や希望を確認、共有しながら、個別援助計画に基づいたサービスの提供に努めます。
- ② 障害者自立支援について、利用者の希望に沿い、移動支援回数を増やし対応します。
- ③ 申し送りの徹底を行い、その時の状況により、利用者、ご家族のニーズに沿ったサービスの提供に努めます。

4 緊急時における対応

訪問介護員等は、訪問介護サービスを提供中に利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。

5 予定職員数

予定職員数 7名（看護職員1名、ヘルパー6名）

平成 28 年度 うなばら荘訪問入浴介護事業運営事業計画

1 運営方針

- ① 事業所の従業者は、要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴介護を中心に援助を行うことに努めます。
- ② 事業の実施に当たっては、保険者及び関係機関、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 事業の内容

- ① 入浴介護
- ② 健康チェック（バイタル測定等）

3 重点目標

- ① ヘルパー会議を定期的で開催し、ヘルパー全員が利用者の状況や希望を確認、共有しながら、個別援助計画に基づいたサービスの提供に努めます。
- ② 訪問時、看護師を中心に利用者の状態把握を行い、その時の状況にあった入浴サービス（又は清拭）等を提供する。
- ③ 申し送りの徹底を行い、その時の状況により、利用者、ご家族のニーズに沿ったサービスの提供に努めます。

4 緊急時における対応

訪問介護員等は、訪問介護サービスを提供中に利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。

5 予定職員数

基本的に職員は、うなばら荘訪問介護事業所と兼務。

平成 28 年度 うなばら荘指定居宅介護支援事業運営事業計画

1 運営方針

- ① 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- ② 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ③ 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス及び指定介護予防サービスが特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- ④ 事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、介護保険施設への入所を希望する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。
- ⑤ 障害者総合支援法に基づく、精神・身体障害者等の障害福祉サービスの提供に努めます。
- ⑥ 事業の実施に当たっては、保険者及び関係機関、地域の保健・医療・福祉サービス事業者等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 事業の内容

- ① 介護保険に係る総合的な相談
- ② 介護認定申請代行
- ③ 介護認定調査
- ④ 居宅介護サービス計画の作成及び経過観察・再評価

3 重点目標

- ① サービス事業者や主治医を交えて、サービス担当者会議の実施に努めます。
- ② 医療機関との連携を深め、入退院時の状態把握に努めます。
- ③ 高齢者の実態把握を行い、ニーズに合ったサービスの利用ができるよう支援します。
- ④ 要支援・要介護者の一人暮らし世帯、夫婦世帯が現状の生活の中で、できる限りの各種介護サービスを利用しながら、安心して居宅において生活できるようサービスの提供に努めます。
- ⑤ 相談、ケアプラン作成、支援経過など記録の整備に努めます。

- ⑥ 業務の見直しを行い、要介護者、要支援者ケースの担当、配分の検討を進めます。
- ⑦ 制度改正の理解、介護支援専門員の資質向上のための研修会に積極的に参加します。

4 予定職員数

予定職員数 4名 (介護支援専門員 4名)